

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成21年4月3日付け食安輸発第0403006号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産生鮮パプリカから基準値を超えるフロニカミドを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、韓国産パプリカ及びその加工品（別途指示する輸出者から輸出されたもので、簡易な加工に限る。）について、貨物を保留の上、フロニカミドに係る行政検査を実施することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。

また、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
韓国産パプリカ及びその加工品（別途指示する輸出者から輸出されたもので、簡易な加工に限る。）
2. 検査の項目
フロニカミド
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号別表2の3によること。
5. 検査の方法
平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
基準値（0.4ppm）を超えるフロニカミドが検出されるおそれがあるため。
7. 備考
基準値を超えた場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。